

なばり

2013年(平成25年) 6月9日発行

主 内容

- 2.....10月から有料ごみ袋の価格を引き下げ
- 3.....パスポート申請・受け取りは市役所で!、6月の献血
- 4.....7月の相談、市制施行60周年記念事業募集、健康エブリデー

発行 / 名張市企画財政部広報対話室 〒518-0492 名張市鴻之台1-1 ☎0595-63-7402 ✉pr@city.nabari.mie.jp 🌐http://www.city.nabari.lg.jp

大切な山や川が… 不法投棄を許さない!



市民、事業者、行政が協働して、資源ごみの分別回収、家庭ごみの有料化、草木類の資源化などさまざまなごみ減量への取組みを進めています。一方、いまだに一部の心ない人がルールを守らず、不法に山や川にごみを捨てている現状があります。今号では、市内の不法投棄の実態や監視の取組みなどを紹介します。

道路端の崖下には、ペットボトルやレジ袋に入ったごみなどが散乱

☎ 環境対策室 ☎ 63-7496

ごみがごみを呼ぶ

使えなくなった家電製品やタイヤ・バッテリーから家庭ごみまでを、山や川などに捨てる不法投棄が後を絶ちません。「処分にお金をかけたくない」「この程度なら」では自分勝手。ルールを守らず捨てられたごみは、近隣住民の迷惑になることももちろん、名張の自然を傷つけています。また、法律でも厳しく罰せられます。

市では、環境レンジャー(環境監視巡回作業員)が不法投棄の監視パトロールを行っています。今回、市内の不法投棄の実態を知るため、環境レンジャーによる監視パトロールに同行しました。

すると、カーブにさしかかった見通しの悪い道路端の崖下にごみが散乱していました(上記写真)。「こういう状態が放置されると、また次から次へごみが捨てられる。『ごみがごみを呼ぶ』ことになる」と環境レンジャー松井さんは話します。

誰かがごみを不法投棄すると、続いて他の人もごみを捨てるという負の連鎖が起こります。こうした事態を防ぐためにも、早期に発見し、ごみを取り除くことが大事です。

土地の所有者に責任が及ぶことも

空き地、山林、休耕地など、一般人の目が届きにくい場所では、



環境レンジャーの松井さん

所有者や管理者の知らないうちに不法投棄されることがあります。行政は、このような私有地に不法投棄されたごみを通常回収することができません。また、不法投棄した者を発見できないときは、土地所有者に責任が及ぶことがあります。処理費用を自己負担しなければならぬことがあります。

ごみを捨てられないように、土地所有者は、適正な管理をお願いします。

【未然防止対策】

- ▼所有地への侵入を防止するための柵やネットを設置
- ▼草刈りなど、適切な管理
- ▼これまで何度も不法投棄された場所には、看板を設置

監視強化の取り組み

監視の目を常に光らせることが不法投棄の抑止効果となります。市では、環境レンジャーなどによる監視パトロールや、警察と連携した調査も行っています。また、市内の郵便局の協力で、配達員が不法投棄を市に通報する仕組みもあります。

もちろん、何よりも大切なことは、市民ぐるみで不法投棄を監視し、環境を守るために行動することです。

市民の皆さんの環境美化活動へのご協力をはじめ、パトロールの強化や、不法投棄物を迅速に回収することによる誘発防止効果が現れ、伊賀南部グリーンセンターへの不法投棄物及び不適正搬出物などの搬入量(家電リサイクル法対象の不法投棄物などを除く)は、平成23年度で67トン、昨年度は46トンと減少傾向にあります。また、左記グラフのとおりテレビや冷蔵庫など家電リサイクル法対象の不法投棄撤収台数も、減少傾向にあります。

